

東千葉メディカルセンター診療規程

平成26年4月1日規程第4号

改正 平成28年3月17日

改正 平成29年3月29日

改正 令和8年1月15日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、東千葉メディカルセンター（以下「センター」という。）における診療に関する基本的事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療の種類は、外来診療及び入院診療とする。

(休診日及び受付時間)

第3条 外来診療の休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、救急患者については、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に定める休日を除く。）

2 外来診療の受付時間は、午前8時30分から午前11時30分までとする。ただし、診療を受けようとする診療科等の予約又は了解がある場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、東千葉メディカルセンター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めたときは、臨時に休診日を設け、又は受付時間を変更することができる。

(外来診療時間)

第4条 外来診療時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、救急患者及び診療を受けようとする診療科等の予約又は了解がある場合は、この限りでない。

(外来診療の手続)

第5条 新たに外来診療を受けようとする者は、センター所定の診療申込書に必要事項を記入し、提出しなければならない。ただし、緊急時又はやむを得ない事由により事前に診療申込書を提出することができない場合は、事後速やかに提出するものとする。

2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他社会保険に関する法令又は生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の医療の給付に関する法令（条例及び規則を含む。）により診療を受けようとする者は、センターから、その法令に定める電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受けなければならない。

3 初めてセンターの診療を受ける者から第1項に規定する診療申込書の提出があった場

合は、診察券を交付するものとする。

4 前項の規定により診察券の交付を受けた者は、診療の都度これを提示しなければならない。

(入院診療の手続)

第6条 入院診療を受けようとする者は、センター所定の入院申込書兼誓約書に必要事項を記入し、提出しなければならない。この場合において、誓約書には民法上の保証人たる資格を有する連帯保証人の連署があるものでなければならない。

2 入院の許可を受けた者は、センターに対し、センター所定の入院保証金預り証と共に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の入院保証金を現金で預けなければならない。

(1) 電子資格確認等を行う場合 5万円

(2) 自費診療の場合（電子資格確認等ができない場合を含む。） 10万円

(3) 交通事故で支払方法が未定の場合 10万円

(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険適用予定だが必要書類が未提出の場合 10万円

3 センター長は、入院患者において、入院診療に係る支払が見込めないことが新たに判明したときは、前項に規定する入院保証金の額に加え、その担保として必要最小限の額の上乗せを求めることができる。

4 入院に際して特別療養環境室の使用を希望する者は、入院予約時に主治医又は看護師に申し出た上で、入院時に特別療養環境室（特別室）に係る差額ベッド料支払同意書を提出しなければならない。

5 入院の許可を受けた者は、入院に際してセンターの特性に関する説明書兼同意書を提出しなければならない。この場合において、一度同意した場合でも、不同意書・同意撤回書を提出することにより撤回することができる。

(面会時間)

第7条 入院患者との面会時間は、一般病棟は平日、休日とも午後2時から午後7時まで、ICU、HCU及びSCUは平日、休日とも午後3時から午後7時までとする。

(入院患者の外出又は外泊)

第8条 入院患者が外出又は外泊をしようとするときは、センター長の許可を受けなければならない。

(退院の手続)

第9条 入院患者が退院しようとするときは、センター長又は主治医の許可を受けなければならない。

(診療費の請求)

第10条 外来診療に係る診療費は、診療ごとに診療行為があった日に請求することを原則とする。

2 入院診療に係る診療費については、次のとおり請求する。

- (1) 入院中の患者は、毎月末日の締めをし、翌月10日を目途に請求する。
- (2) 退院時には、前月分の診療費が支払前であるときはその金額に加え、退院日の属する月分の診療費を請求する。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、別に請求することができる。

(診療費の支払義務)

第11条 患者は、センターから外来診療に係る診療費の請求について、口頭による告知を受けたときは、原則として当日中に支払をしなければならない。ただし、当該外来診療費を当日中に支払えない特別な事情がある場合には、請求を受けた日から14日以内に支払をしなければならない。

2 第3条第1項に規定する外来診療の休診日、又は第4条に規定する平日の外来診療時間外に外来診療が行われ、当該外来診療費の請求が郵送等により後日行われた場合には、患者は、当該請求を受けた日から14日以内に支払をしなければならない。

3 センターは、患者から第5条に規定する診療申込書の提出があり、その後に外来診療を受けた場合、又は第6条に規定する入院申込書兼誓約書の提出があり、その後に入院診療を受けた場合には、診療支払の同意及び確約があったものとみなし、当該患者に対し診療に係る診療費を請求するものとする。

4 患者は、センターから入院診療に係る診療費の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から14日以内に支払をしなければならない。

(患者、家族等への対応)

第12条 センター職員及びセンターの業務を受託する者は、患者、家族、付添者等に対し、誠実に対応しなければならない。

(診療及び各種検査等への協力)

第13条 患者、家族、付添者等は、この規程及びセンターの諸規則（以下「本規程等」という。）並びにセンター職員の指示に従い、療養に専念するとともに診療及び各種検査等の実施に協力しなければならない。

(診療等の制限)

第14条 センター長は、患者、家族、付添者等が次の各号のいずれかに該当するときは、外来診療若しくは入院診療を拒み、又は退院を命ずることができる。ただし、第7号に該当する場合で、特に生命に関わるときは、診療を拒まないものとする。

- (1) 診療若しくは入院の必要を認めないとき、又はその必要がなくなったとき。
- (2) 療養に専念せず、診療目的に従った行動をしなかったとき。
- (3) 他の外来患者、入院患者等の診療を妨げるおそれがあると認めたとき。
- (4) センター内の風紀又は秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (5) センター業務を妨害し、又はセンターの名誉若しくは財産に危害を加えるおそれが

あると認めたとき。

- (6) 他の外来患者、入院患者、家族、付添者、面会者等、センター職員その他センターに関係する者（以下「患者等」という。）の生命、身体、名誉、財産又は精神に危険を及ぼすおそれがあると認めたとき。
- (7) 診療費などの料金を長期に渡り支払っていないとき。
- (8) 本規程等及びセンター職員の指示並びにその他法令に違反したとき。
- (9) その他センター長が必要と認めたとき。

（安全の確保）

第15条 センター長は、患者等の安全の確保のために必要と認めたときは、警察・消防等関係機関への出動要請等、必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、診療に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月15日規程第1号）

この規程は、令和8年2月1日から施行する。